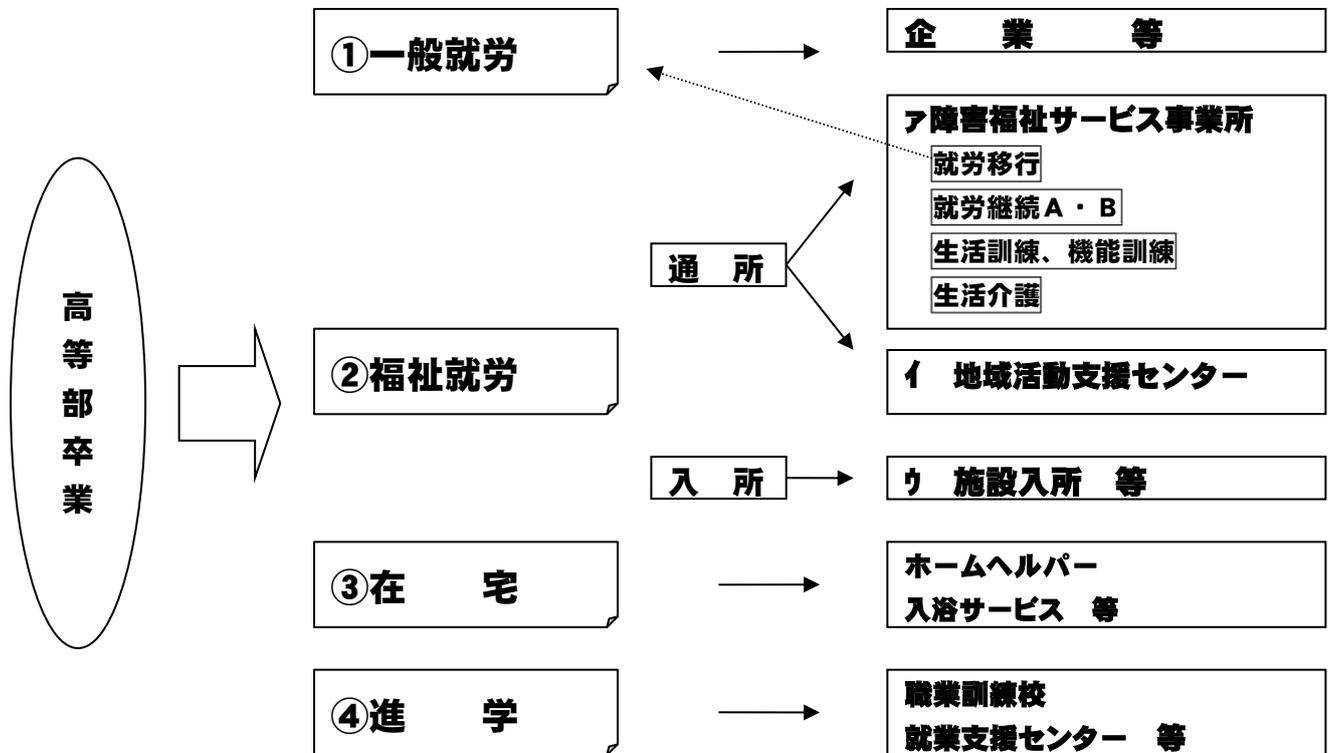


進路指導の進め方

進路先は、最終的に本人と保護者が選択・決定するものと考えています。学校では、生徒の進路選択・進路決定が円滑に進められるよう、本人や保護者に段階を追った支援を心がけます。

(1) 高等部卒業後の進路の方向性



* 生活の場として共同生活援助（グループホーム等）を利用する場合があります。

※就労継続A型とは、雇用契約を結んだ上で一定の支援がある職場で働くことができる福祉サービスです。就労継続B型とは、雇用契約を結ばずに就労に必要な知識や能力を身に付けるための訓練を行い、就労の機会を提供する福祉サービスです。

* どの事業所がどんなサービス体系をとっているのかは、以下のとおりです。

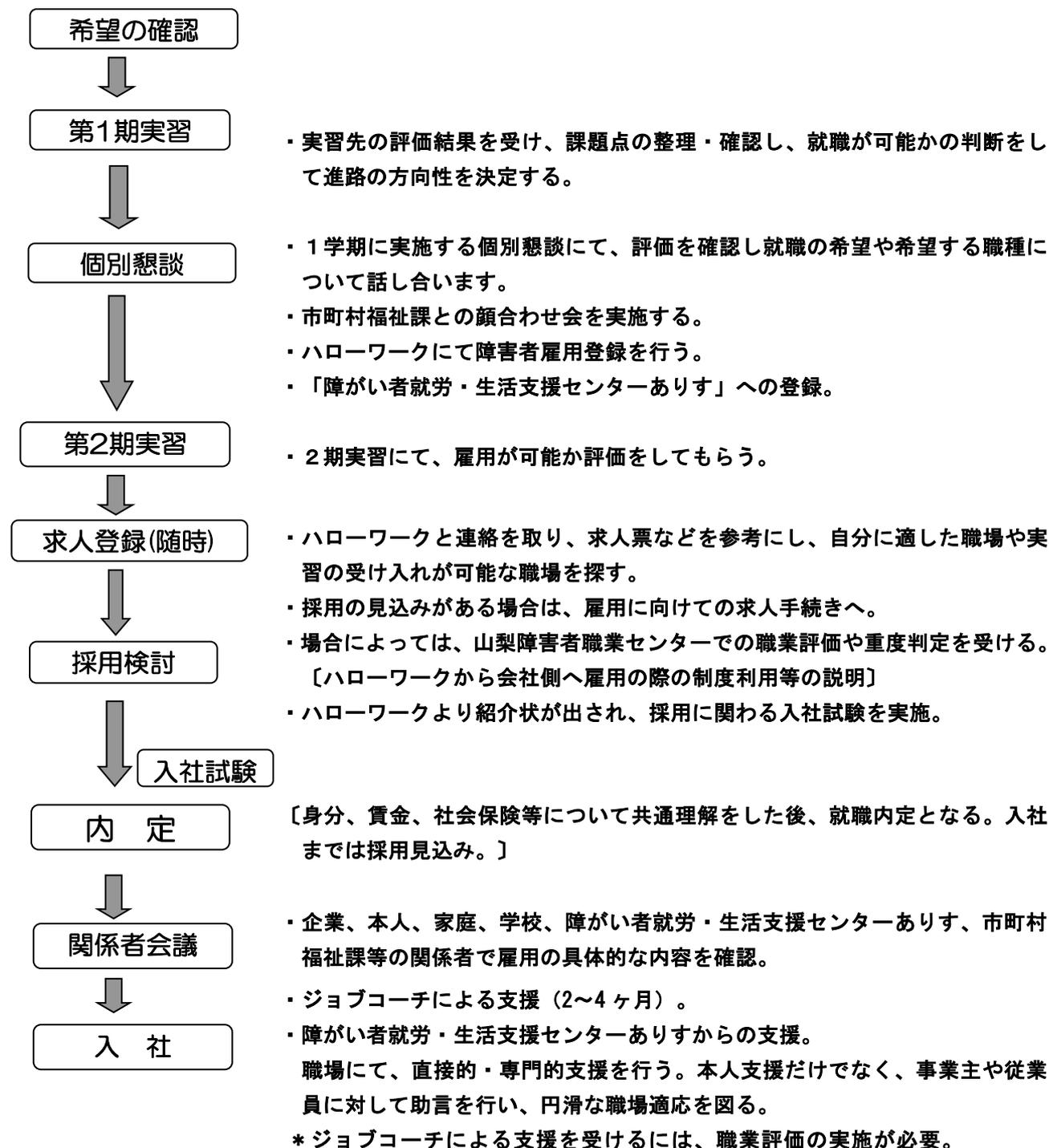
福祉サービス事業所等のサービス事業の展開状況

1	ありんこ	就労移行
		生活訓練
		継続B型
2	富士吉田市地域福祉交流センター	就労移行
		継続B型
3	pal-pal(パルパル)	就労移行
		継続B型
		生活介護
4	けやき園	就労移行
		継続B型
		生活介護
5	アエラ・ライフ	就労移行
		継続B型
6	ワークピア河口湖	就労移行
		継続B型

7	富士聖ヨハネ学園	生活介護
8	富士北麓 聖ヨハネ支援センター	継続B型
		生活介護
9	はまなし寮	生活介護
10	スイートベリー KATUYAMA	継続B型
		生活介護
11	合同会社 あかね雲	生活介護
12	河口湖ハーバル工房	地域活動支援
13	地域活動支援センターくるみ	地域活動支援
14	就労継続A型 扉	継続A型
15	たけのこ	継続B型
16	アイラブ福祉研究所	継続B型

(2) 進路決定までの手順 (高等部3年)

① 一般就労 (就職) を希望する場合



② 福祉就労の場合

ア 障害福祉サービス事業所と利用までの手順

富士北麓地域における障害福祉サービス事業所のサービス内容

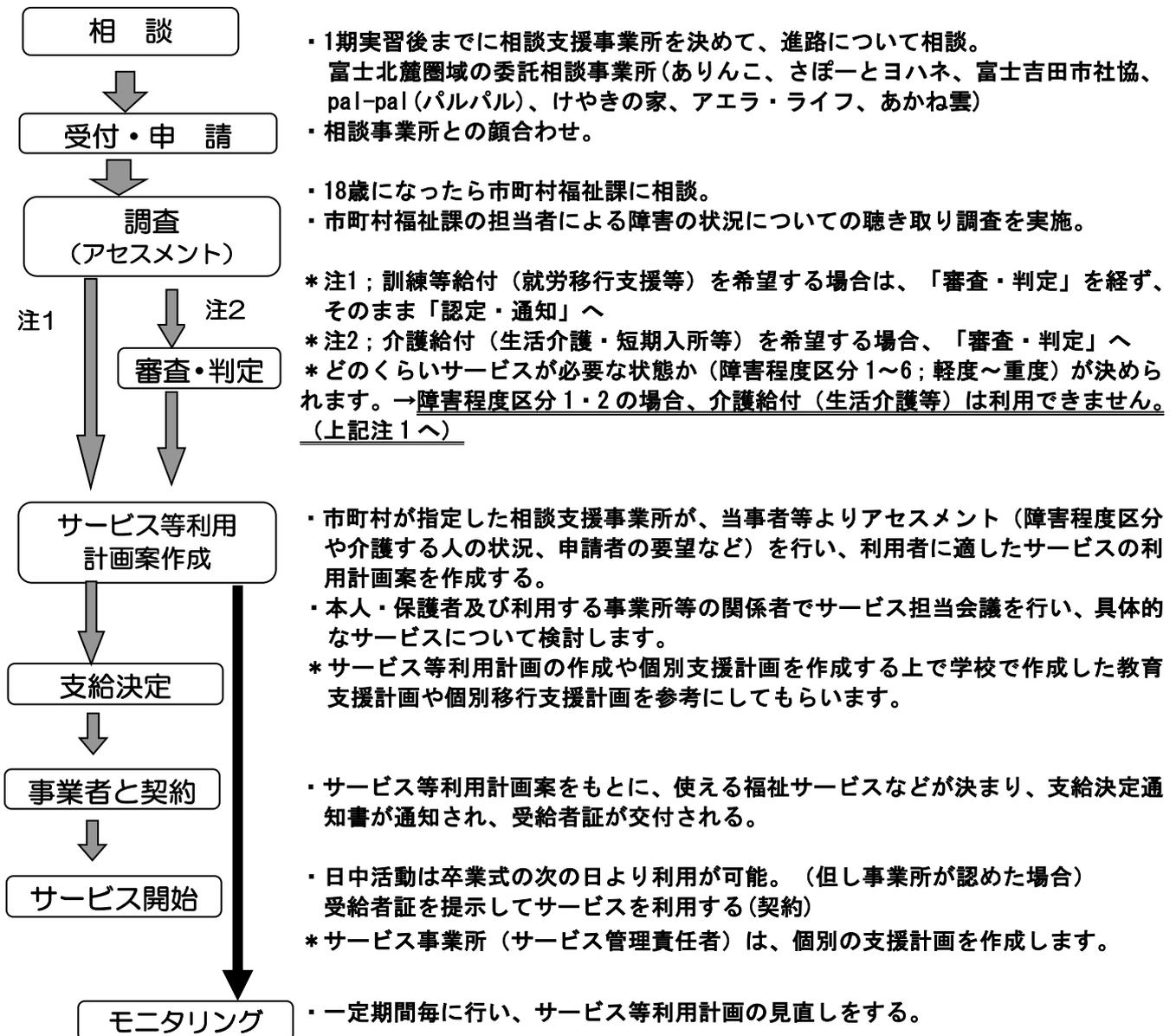
就労移行支援・・・一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続A・B型・・・一般企業での就労が困難な人に、働く場の提供と、知識や能力の向上を目指して訓練を行います。

※高等部卒業後直ちに利用することはできません。就労移行か生活訓練のサービスを受け、アセスメントを受けてからの利用となります。

生活訓練・・・自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間必要な訓練を行います。

生活介護・・・常に介護を必要とする人に、昼間入浴、排泄、食事の介護等を行うと共に、創作的活動および生産活動の機会を提供します。
(介護給付になるので、市町村の審査会で判定が必要)



※卒業後直ちに就労継続B型のサービスは利用できません。就労移行支援サービスから暫定期間(2ヶ月以内)にアセスメントを受け、就労継続B型が適するとの判断がでて移行することができます。

イ 地域活動支援センター

市町村からの補助で運営。創作的活動・生産活動の提供や、社会との交流を行う施設です。

地域活動支援センターくるみ・河口湖ハーバル工房など

希望を伝える

- ・地域活動センターを希望する場合、代表者に通所の希望を伝え地域活動センターの意向に従う。



申請

- ・市町村の福祉課等へ申請。



サービス開始

- ・地域活動支援センターを利用する場合、サービス利用計画作成の必要はありません。

③居宅サービスを利用する場合

- ・②の「ア障害福祉サービス利用までの流れ」と同じです。

④進学を希望する場合

- ・すべての学校において入学試験・入学検査が実施されます。生徒の学習能力や生活能力等の実態を十分に把握し、担任と相談して受験する学校を決定します。